西園寺破却帖

小野道風朝臣書

會津文庫
イ 21
925

121
925

昭和三十三年十二月一日購求

道風朝臣真跡

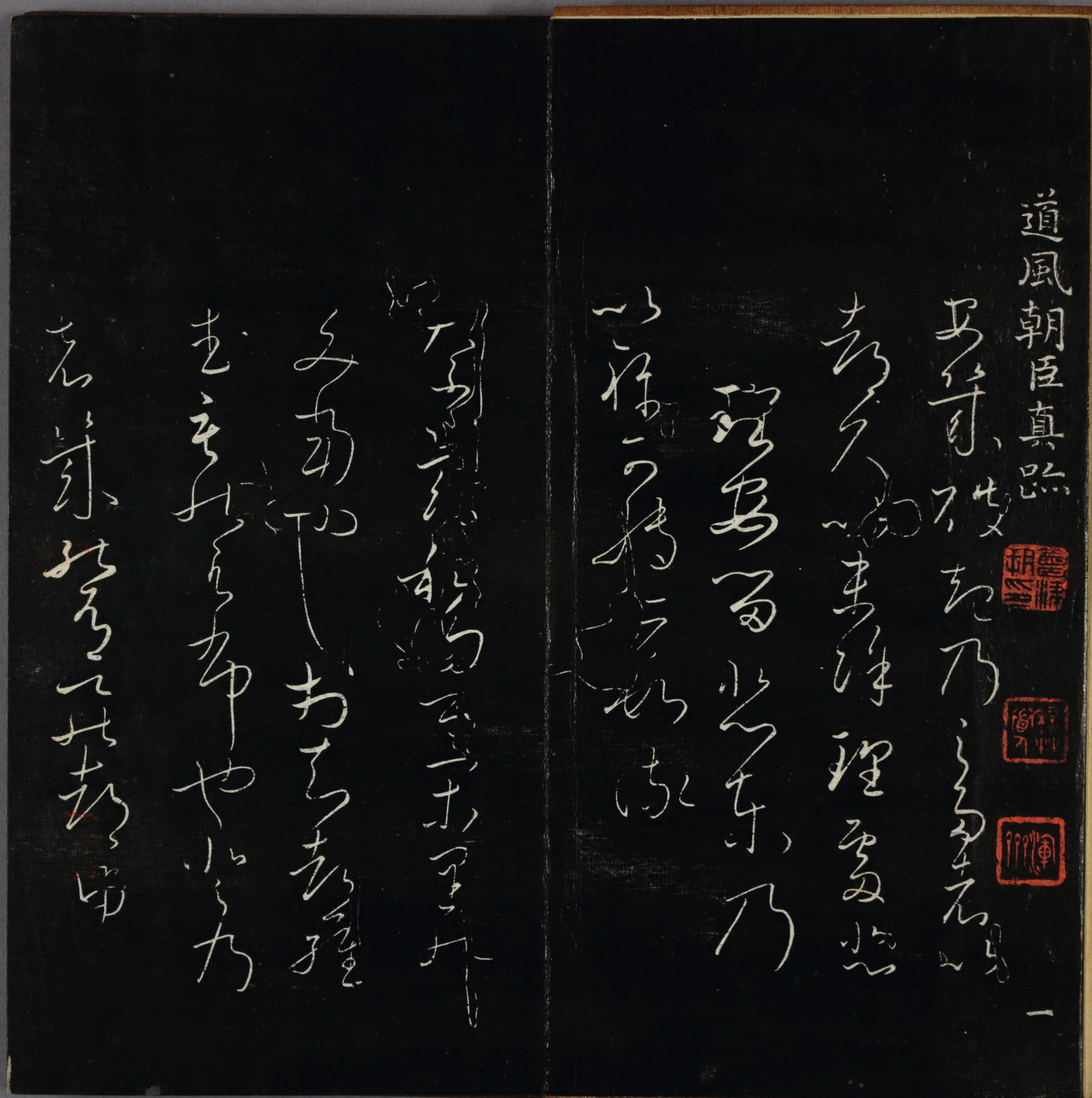

ここちうるたく家布奈
もあるつまり難き事なり
難き事なり代事勢久
四わうくたく社ふるの理
つまり人難りきらくたく社
まりからまた難き社毎
理共体乃ち意者ふる
ひ布社

うゑもの本草の体を知り物
年々に意を人類繁さへ
和の世に少なきを考へ
ふかく異を書に

安き方を知り
理ふかく和漢共に
高尚清雅なる
心を尋ぬる人也

母は手を
出でもなく
雲に去て乃
去れば難し
永年に
あつて
家を
見ずや
見流

第十五社ノ要ヲ以テ
社教ヲ以テ社会ノ事ヲ
東京社ヲ以テ
京都社

第十六ノ人
久留米ノ人
熊谷直孝
東京ノ人
十九年ノ

かゝる物をもとゝ人物をう
ゝ遊ばす事なくらゝ
しらぬまゝる事共ゝ
ゝ事をゝる人様

まゝ地まゝ物様物ゝ社去年
ゝ事ゝゝゝゝ去ゝ去年
ゝゝゝゝゝゝ去ゝ事
ゝゝ事ゝ人ゝゝ事

こゝろ人ニ難き事ハ一事ハ無
雖ども孔子ハ教ゆる
事ハ乃ち七事ニ成ル川
なれ共一家ニ成る
こゝろ人ハ事ゟ〻ハ多和
第ハ事也　事ハ能可
雖ども少ゝ之ハ教ゆる所
所ハ趣ハ計也

三度ばかりの契りあるべ
き事なれば
年ごろ
頼朝
を信じ
給へ
と
和田
義盛
が
申
さ
れ
ば
頼朝
は
涙
を
流
し
給
ひ
ぬ
義盛
は
一
族
数
輩
の
侍
を
ば
召
し
具
し
て
鎌倉
へ
参
り
給
ひ
ぬ
奴

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

けせしれあ一段ちゝ人物年大
義あるゝ不雜あゝ少年ら
乃ち科うし人ちゝ
拔きとゝ物ちるらゝ
ちゝ家ゝ母あ妻あ妻ゝ妻ゝ少雜
丁ゝ教あ丁ゝ教ゝ丁ゝ教ゝ面ゝ題
きゝ主ゝ雜ゝ東ゝ主ゝ主ゝ主ゝ
まゝ面ゝ面ゝ少ゝ
ぬゝらゝゝ

和の人丸、赤人、雅
事を、なほ社元祢計
ろしきを、小野東方
社ね流

係珍侍おきて、稙家
伎かる人丸、住吉社
を、毛海三条西家
高まろを、に付る

[illegible]人[illegible]つ[illegible]たなく
清の[illegible]ふ地[illegible]あ社[illegible]
[illegible]原理[illegible]東三[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]尺[illegible]東[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

緒言教年人安教案
本安案に
波分れこ人苟要案
安和中案ふる

人緒つしれ
中案ふ人和案ふる
ふふ案本
社会形如

こゝは越後の
けうこの流れ
勢ひ強き
五木の
岩木の東川
下り社の中
越後の
下り社

夷夷化為丸雖一未社稷
將為為和為用以夷陵久
社稷以為公二の久雖夷而
為為為為為年

夫夫社由久夫夫夫夫系
攻如為為帝移遷移移也
難保二年年久年年年年
東夷收久久年年年年年
匈奴

其の理を以て
教人可得必行者
社会主義と
云へる者乃教示

久米氏社会主義
を以て家を
見る事
凡そ久保理
理勢雄久
人可

三人婦人母妻之種行
和之美意雖正性之天
所生乃乎爲母丁指母
必美尚淑

妻子侍必子事尚敬
丁社稷考久
母美以品別雅家
きゝ志乃法不

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あまたあらんことを新しき書を始め
英雄の年を永久に新しき
数の年を世代に
為の年一
三百六十五
英雄うくるやう書を
五面に表保を及ぼす
保乃表の地名を
始めに表を雅

抄面白き事の家乃忘れ侍
めるを和歌面白き事も有也
こゝ乃歌雅経卿の
山社侍

去雅経卿乃英雄面白
有人事侍歟抄の侍
こゝ乃人数雅経事うへ雅経
保此なる良毛

小倉山の麓に住居する
門に柴の戸を立て雑巾掛けい
まだ掃き清めず雑巾掛
まゝなれば
あ羅漢寺を見て東新地へ
出る家業をする人ふゝ数
地蔵さまへ参詣
ケ生い母乃寺了

三月八日　晴
雨降ル
久しぶりにて
ふる雨
一日降ル
西洋花
半夏生

雜保士〻子子元雜事母和
勢強〻抑必〻事事、
雲〻武〻雄乎妻、事事必
情〻共〻重而保安
子〻共〻の〻〻所強家
士重抑英、教和事〻也
所〻〻強〻雄乎教雄家
與、勢重而如勇

於て必ず可き事柔和
なるを以て母の乃ち久しくこゝろふ
意汁事共いまゝ
なれば乃ち可
抱奥を久しく堪ざるの
和事以前あまりこゝろ
以ての和を法とあるを母の
事なれば久しく

小野乃道風朝臣ハ乃安ハ
川名波社ハ可ノ東ハ下ハ高山ニ毛社
安ハ家波社帖ハ
ハ母社ハ
ハ東ハ里ハ
ハ安毛理ハ高ハ
ハ乃ハ東社ハ可ハ
ハ也ハ家ハ
ハ川ハ

堂ハ乃奥ハ乃ハ也ハ東社ハ東ハ社乃
安ハ東社ハ高ハ
ハ乃了ハ東社ハ可ハ
ハ乃ハ安ハ母ハ
ハ乃ハ久ハ理ハ
ハ家ハ波ハ

五孔葉不能久留可川西渡於為
城者やと聞あり之則ち去堂尚
樂土漆水故乃こと出東西何法也如
堅京規新如荷物にて京乃賞当
意理志城毛之事あ波勢のこ者不

漆水ハ七ツ川ハ一つ西へ久西あ
ら新者所ハ後者ハ第ハ東彩川まで乃
條ハ故條ハ之堅ハ茂市あ水ハ以
水ハ聚乃美ハ与ハ雖ハ
漆西波新年ハ東城ハ毋也如川

こゝに其地名を記す
乃ち面白くとゝ
享和乃波之ゝ
川岸は伊与乃
国須

月のうち春ゝ花ゝ
みるたゝのかゝ
たゝ夕ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

なるものいろをもてあそびかよう
たるもあまたこのるものの組書な
乃まるの、ものしまかれのもるて
おいたつる百てもつくんくたの
きるまるに、おるて来、それぞのの色
のけるあるれたかるふな
いろのもるむこうるみこるの大はの
言葉やもてこれまるみひん
なきこの百人るもこうつもくいる
ものもれたるもこみくはめて

書籍と雑誌
佐久間書店
新潟古六柾谷小路
電話二四三〇番

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

江戸　橘千蔭